

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

令和2年 12 月

(LIBOR 関連抜粋版)

[主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会]

LIBOR の恒久的な公表停止に係る対応について

- 日本円金利指標に関する検討委員会が、令和2年11月30日に、「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議(第2回)」の取りまとめ報告書を公表した。市中協議は、検討委員会が推奨する「貸出」及び「債券」それぞれのフォールバック・レートのウォーターフォール構造(優先順位)及びスプレッド調整手法について賛否を問うものであったが、結果は、大多数の先から賛同が得られた。
- どの代替金利指標を使うかは、契約当事者間の交渉・合意により決定されるものであるが、令和3年末まで残り約1年となる中、市中協議の結果も参考にしながら、円 LIBOR からの円滑な移行に向けての取組みを加速させていただきたい。

LIBOR について

- 令和2年12月4日、イギリスの LIBOR 運営機関(IBA)から公表された市中協議についてご紹介する。
- この市中協議では、
 - ・ 円・ポンド・ユーロ・スイスフラン建て、また、1週間物と2カ月物のドル建ての LIBOR は令和3年12月末、
 - ・ その他のドル建ての LIBOR は令和5年6月末、に公表を停止する方向性が示されている。
- ドル建て LIBOR に関しては、仮に令和5年6月末まで公表が継続することになったとしても、いずれ公表停止されるものであり、米国の監督当局が公表したガイダンスにおいても述べられているように、令和3年末以降、少なくとも新規契約で LIBOR を利用することは望ましくないと考えている。
- 金融庁は、これまでも令和3年末という時限を意識して、LIBOR から代替金利指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行及び市場関係者と連携してきたところ。引き続き皆様におかれては、

こうした時限を意識して LIBOR 公表停止に向けた移行作業を進めていただきたいと考えている。

[日本損害保険協会]

LIBOR の恒久的な公表停止に係る対応について

- 日本円金利指標に関する検討委員会が、令和2年11月30日に、「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議(第2回)」の取りまとめ報告書を公表した。市中協議は、検討委員会が推奨する「貸出」及び「債券」それぞれのフォールバック・レートのウォーターフォール構造(優先順位)及びスプレッド調整手法について賛否を問うものであったが、結果は、大多数の先から賛同が得られた。
- どの代替金利指標を使うかは、契約当事者間の交渉・合意により決定されるものであるが、令和3年末まで残り約1年となる中、市中協議の結果も参考にしながら、円 LIBOR からの円滑な移行に向けての取組みを加速させていただきたい。